

返金規定

紹介した人材（以下求職者という）が、専ら求職者の責めに帰すべき事由により解雇された場合、または自己都合による退職等甲の責めに帰すべからざる事由により退職するに至った場合、下記の基準に基づき現金にて求人者に返還するものとする。

在職期間	返還料率
1ヶ月未満	成功報酬額の80% 負担者 紹介事業所 とします。
1ヶ月以上2ヶ月未満	成功報酬額の30% 負担者 紹介事業所 とします。
2ヶ月以上3ヶ月未満	成功報酬額の10% 負担者 紹介事業所 とします。

上記には消費税が含まれておりません。

許可番号22-ユ-300330

紹介事業所株式会社K-S t y l e

静岡県富士市横割本町15番20号 曲松第2ビル2階

代表取締役 原 一智